

指定通所介護及び第一号通所事業(通所介護相当サービス)

リハビリデイサービスセンターかんばら 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社アブレイズが開設するリハビリデイサービスセンターかんばら（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び第1号通所事業(通所介護相当サービス)の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態又は事業対象に該当する高齢者（以下「利用者」という。）に対し、利用者が住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう適正な指定通所介護又は第1号通所事業(通所介護相当サービス)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定通所介護の提供に当たっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 第1号通所事業(通所介護相当サービス)の提供に当たっては、事業所の従業者は、要支援者又は事業対象者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 リハビリデイサービスセンターかんばら
- (2) 所在地 静岡市清水区蒲原四丁目6番10号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者及びその家族からの相談に応じるとともに、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等との連絡調整を行う。
- (3) 看護職員 1名以上
看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。
- (4) 介護職員 9名以上
介護職員は、入浴、排せつ、食事の介助等、日常生活に必要な支援及び介護を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、年末年始・お盆(8月13日・14日・15日)を除く。
- (2) 営業時間 午前8時から午後6時までとする。
- (3) サービス提供時間
 - 1単位 9時から12時05分(月曜日から土曜日)
 - 2単位 13時10分から16時15分(月曜日から金曜日)
 - 3単位 9時から16時15分(月曜日から金曜日)
 - 4単位 9時から16時05分(土曜日)
- (4) 休業日 日曜日・年末年始・お盆(8月13日・14日・15日)

(指定通所介護及び第1号通所事業(通所介護相当サービス)の利用定員)

第6条 指定通所介護及び第1号通所事業(通所介護相当サービス)の利用定員は次のとおりとする。

- 1単位 24名
- 2単位 24名
- 3単位 48名
- 4単位 48名

(指定通所介護及び第1号通所事業(通所介護相当サービス)の内容)

第7条 指定通所介護及び第1号通所事業(通所介護相当サービス)の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴
- (3) 日常生活動作の機能訓練
- (4) 健康状態の確認
- (5) 送迎
- (6) 日常生活における相談及び助言
- (7) その他日常生活上の援助

(利用料等)

第8条 指定通所介護又は第1号通所事業(通所介護相当サービス)を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額又は静岡市長が定めた額とする。なお、当該指定通所介護又は第1号通所事業(通所介護相当サービス)が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

- (1) 食費、おむつ代等
重要事項説明書(3) その他の費用に定める記載上の額とする。
- (2) 通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用
通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル当たり20円
- (3) 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、清水区蒲原・由比地区・富士市（旧富士川町）とする。
（旧清水市・富士市は富士市役所より北側、南側は応相談）

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、指定通所介護又は第1号通所事業(通所介護相当サービス)の提供を受ける際に、次の事項に留意するものとする。

- (1) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- (2) 共用の施設・設備は他の利用者の迷惑にならないよう利用する。
- (3) 送迎の時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び利用者の家族等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等の訓練を行う。

- 2 事業所は前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第13条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所内において感染症の発生又はそのまん延防止をするために、必要な措置を講じなければならない。必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする）を概ね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備すること。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止の為の研修及び訓練を定期的に実施すること。

(事故発生時の対応)

第14条 事業所は、指定通所介護又は第1号通所事業(通所介護相当サービス)の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

(苦情処理等)

第15条 事業所は、提供した指定通所介護又は第1号通所事業(通所介護相当サービス)に係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、苦情等を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 事業所は、前項の苦情等の内容について記録するものとする。

(その他運営についての重要事項)

第16条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。また、事業所は全ての通所介護従業者に対し、認知症介護に関わる基礎的な研修を受講させる為に必要な措置を講じなければならない。

- (1) 採用時研修 採用後6カ月以内

(2)継続研修 年2回以上

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含めるものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社アブレイズと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

1. 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
2. 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
3. その他虐待防止のために必要な措置

また事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(従業者に対するパワーハラスメント・セクシャルハラスメント等について)

第18条 従業者のサービス提供中に、利用者様またはそのご家族様等より、従業者がパワーハラスメント（身体的な力を使って危害を及ぼす行為や個人の尊厳や人格を言葉や態度などの行為等）またはセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為等）等を受けた際は、担当の介護支援専門員等に対して必要な連絡、相談をさせていただく場合があります。

また、利用者様またはご家族様等が、従業員に対してパワーハラスメント（身体的な力を使って危害を及ぼす行為や個人の尊厳や人格を言葉や態度などの行為等）またはセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為等）等に対し、相談がある時には苦情相談窓口をご利用ください。それに対し速やかに対応させていただきます。

(地域との連携等)

- 第19条 1 事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。
- 2 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護、又は第一号通所介護事業に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第20条 指定通所介護事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定通所介護、又は第一号通所介護事業の提供を受けられるよう、指定通所介護、又は第一号通所介護事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、通所介護従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施する。

(身体拘束)

第21条 事業者は原則として、利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶ事が考えられる時は、利用者またはそのご家族に対して説明し、同意を得た上で、必要最小限度の範囲内で行う事があります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また、事業者として、身体拘束をなくしていくため

の取り組みを積極的に行います。

附則

この規程は、平成30年 4月1日より施行する。
この規程は、平成30年 8月1日より施行する。
この規程は、平成30年 9月1日より施行する。
この規程は、令和 元年12月1日より施行する。
この規程は、令和 2年 2月1日より施行する。
この規程は、令和 2年 6月1日より施行する。
この規程は、令和 3年 4月1日より施行する。
この規程は、令和 3年 9月1日より施行する。
この規程は、令和 4年12月1日より施行する。

変更点

第17条（衛生管理等）の内容を削除（第13条衛生管理等と内容が重複するため）

第18条（従業者に対するパワーハラスメント・セクシャルハラスメント等について）の内容を変更。

従業者のサービス提供中に、利用者様またはそのご家族様等より、従業者がパワーハラスメント（身体的な力を使って危害を及ぼす行為や個人の尊厳や人格を言葉や態度などの行為等）またはセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為等）等を受けた際は、担当の介護支援専門員等に対して必要な連絡、相談をさせていただく場合があります。

また、利用者様またはご家族様等が、従業員に対してパワーハラスメント（身体的な力を使って危害を及ぼす行為や個人の尊厳や人格を言葉や態度などの行為等）またはセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為等）等に対し、相談がある時には苦情相談窓口をご利用ください。それに対し速やかに対応させていただきます。